

国際人権とウクライナ

～過去が現在に影響を与えるように
未来も現在に影響を与える～

アムネスティ・インターナショナル日本
奈良グループ
浜田敏正

2022年10月5日 奈良女子大学 「人権と差別」

1

【補足】副題については「結び」で触れます。

自己紹介

- ・ アムネスティ・インターナショナル日本 会員
奈良グループに所属（2005年頃～）
- ・ 個人主催勉強会（平和に関する市民勉強会）開催
（2006年～2008年）
- ・ 個人ホームページ開設（2002年～）
* 現在は読書記録のみ更新
<http://www4.kcn.ne.jp/~tm-hama/index.html>
- ・ 連絡先 hama310.kira48@gmail.com

私は2005年にアムネスティ・インターナショナルの会員になりました。アムネスティについては後ほど紹介させていただきます。

また、もう十数年前になりますが、橿原市で「平和に関する市民勉強会」という会を私個人主催で行っていた時期もあります。20年前にホームページも作って以前は自分の考えなども書いていました。最近読書記録を更新しています。

私は、お金を得る仕事としては会社勤めをしていて、今も技術関連の仕事をしています。その仕事をしながら、人権や平和について学び考えてきました。今日はアムネスティの考え方とともに、私個人の考えも合わせてお話させていただきます。

連絡先も載せていますので、もし今日の話のことやアムネスティのことで質問などありましたら連絡いただけたらと思います。

今日のお話

1. アムネスティ・インターナショナルの紹介
2. 世界人権宣言と国際人権条約
3. 奈良グループの活動（ウイグル自治区問題含む）
4. ロシアとウクライナ
5. 安倍元首相銃撃事件
6. 結び

今日は、最初にアムネスティの紹介をし、アムネスティが大切に考えている世界人権宣言の紹介をし、奈良グループの活動についてもお話しします。そのあと、ロシアとウクライナの話をし、安倍元首相銃撃事件に少し触れてから、結びの話をする予定です。

アムネスティ・インターナショナルの紹介



- ・ 世界最大の国際人権NGO
- ・ 1977年 ノーベル平和賞受賞
- ・ 日本支部1970年設立、会員数約1万人（サポーター含む）

最初にアムネスティ・インターナショナルについてご紹介します。

アムネスティ・インターナショナルは世界最大の国際人権NGOで、世界200か国で1000万人以上の人々がアムネスティの運動に参加しています。

1977年ノーベル平和賞を受賞しています。

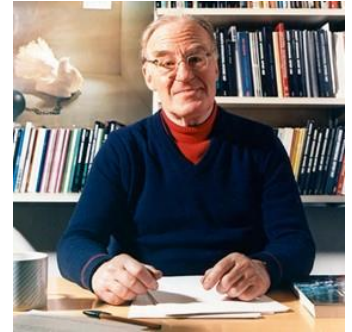
日本支部は1970年に設立され、現在会員数はサポーターを含めて約1万人です。

アムネスティ・インターナショナルの基本とする活動 ＝「良心の囚人」の救済

ポルトガルのカフェで学生が「自由のために！」と乾杯したために逮捕され、7年の刑を受けた
(1960年 新聞記事)

ベネンソンが記事を投稿

世界中の人々が声をあげて助け出そう



ピーター・ベネンソン

表現や思想の自由を侵害され、不当に囚われた人＝「良心の囚人」

彼らの釈放を求めて、世界各地の市民の手で各国の政府に手紙を書こう

5

では、アムネスティはどんな活動をしているのかを次に説明します。

実は最近のアムネスティは活動の範囲をかなり広げています。私自身も全貌を把握できているわけではないので、最も基本となる、そして最も重要と私が考えている活動を紹介します。それは「良心の囚人」とアムネスティが呼んでいる方々の救済活動です。この活動はアムネスティ誕生の経緯と関係していますので、アムネスティの出発点の話をしていきます。

写真のピーターベネンソンさんはイギリスの弁護士です。ベネンソンさんがあるとき一つの新聞記事を目にします。そこには、ポルトガルのカフェで学生が「自由のために！」と乾杯したために逮捕され、7年の刑を受けたと書いてありました。当時、ポルトガルは軍事政権だったんです。

その記事を見たベネンソンが、国家権力によって自由を奪われて、その存在すらも消されてしまう人がいる、そういう人を「世界中の人々が声をあげて助け出そう」という記事を投稿しました。その後、ベネンソンは、表現や思想の自由を侵害され、不当にとらえられた人を「良心の囚人」と呼び、彼らの釈放を求め、世界各地の市民の手で各国の政府に手紙を書こうと呼びかけました。ここからアムネスティという人権活動が始まりました。

この手紙書き、ハガキ書きの活動を私たちは続けています。

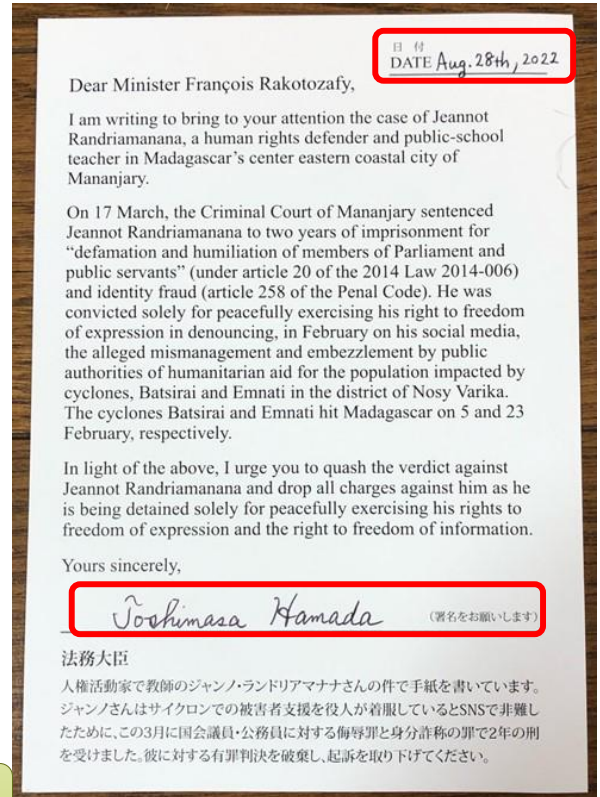
外国に手紙を出すなんてとても難しそう、と感じる方が多いかもしれません。実は私は日本語以外を話したり文章を書いたりできません。それではなぜ外国向けに手紙書きをできるのかというと、やっていることがとても簡単なことだからです。

5

ハガキ書きの例



アムネスティ日本支部の住所記載でもOK



ここに最近私が出したはがきを示しています。これは定期的を送られてくるアムネスティのニュースレターと一緒に数枚送られてくる中の1枚です。マダガスカル
の法務大臣あてになっています。表書きも裏の文面もすでに用意してあります。左
側の表書きに差出人の名前と住所、右の裏に日付と署名を書きます。

自分の住所を書くこと自体に抵抗がある方もいますし、差出先によっては住所を
知らせたくないという方もいます。そのような場合は、日本支部の住所を書いて出
してもかまいません。

ほとんどはこのような記載だけでできますので、英語の文章力のない私でもでき
ます。

でも、こんな簡単なハガキを書くことに意味があるの？効果があるの？と思う方
がいるはずですよ。

ハガキ書きによる状況改善

ハガキ総数(オンライン含む): 年間数百万通
7割のケースで状況改善

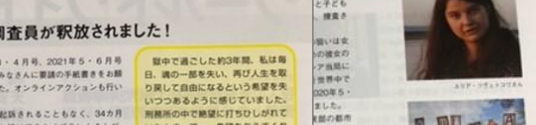
あなたのハガキで救われた人びと

ロシア

創作活動で起訴されていたアーティストが無罪に!

創作活動がもたらした罰に問われていたアーティストのユリア・ツヴェトコワさん。7月15日、無罪が言い渡されました。ユリアさんは、2019年、各種の社会的活動に積極的に参加してこられました。その活動がもとで、起訴されていたアーティストのユリア・ツヴェトコワさんが、無罪と認められました。

2020年3月、4月、2021年5月、6月の2回、みなさんにお願いの手紙書きをお願いしました。オンラインアクションを行いました。正式に起訴されることもなく、34カ月も拘束され続けてきたイブラヒムさんが、4月26日、ついに釈放されました! アムネスティをはじめとする世界中の真の自由をもたらしたのです。イブラヒムさんから感謝のメッセージが届いています。



エジプト

根拠のないテロ容疑で2年半近く拘束された男性が釈放されました!

2019年7月の逮捕以来、裁判もなしに拘束され続けられてきた政治活動家ラミー・シャーセンが、2022年1月に釈放されました。エジプトのさまざまな世帯的な政治運動に関わってきたラミーさんは、パレスチナ人の権利のために闘ってこられました。エジプトにおけるBOS (イスラム教の教義を模倣する) の活動、経済的困難、選挙運動、共同立ち上げ、2015年からはコーディネーターを務めていました。BOS運動は、パレスチナ人に対するイスラエルの人権侵害を悪化するキャンペーンです。ラミーさんは「自由グループ」の目的達成を支援した罪に問われたことですが、真実を打ち明けたされた政治活動の内容だけでした。また、容疑の根拠とされたのは同国の国家安全保障局 (NSA) が集めた秘密情報でした。エジプトの最高裁判所である大審院が以前の裁判でNSAの証拠を無効にしました。2022年1月6日、エジプトの憲法裁判所はこれを無効にしました。ラミーさんが釈放されました。エジプト当局は彼のエジプト国籍を奪おうと、ラミーさんと係争中でした。900日ぶりに自由の身となったラミーさんは33歳で亡く、その後、妻のツワランに譲られました。



エジプト

拘束され続けたい人権団体の調査員が釈放されました!

エジプトの人権 NGO 「権利と自由委員会 (ICFRF)」の調査員イブラヒム・エズ・エルディンさんは、2019年6月から当局に拘束されていました。この4月に釈放されました。イブラヒムさんは検定中に逮捕され、検察署に拘束され、仕事内容とICFRFについての情報を引き出すとされる警察から拷問を受けました。その後、まったく根拠のない口頭認罪の容疑をかけられました。その程度のためとうとう盲目で留置されました。2020年12月27日に裁判所が保釈を命じたものの、釈放はされず、代わりに最高国家治安検察官によって新たな容疑をかけられました。[テロリストグループに属している] というものです。この容疑にも、まったく根拠はありませんでした。イブラヒムさんは拷問と検察所の劣悪な環境で健康状態が悪化してしまいました。医師検閲を受けられませんでした。アムネスティは、イブラヒムさんの釈放を求めました。ニュースレターでも、



あなたのハガキで救われた人びと

ケルメーン

武装組織に関する冗談で投獄された若者が釈放されました!

武装組織「コハラム」を引き起こすことに対する罰金刑を言い渡されて、2018年11月に大学生活が始まるというときに、逮捕されました。メッセージを転送した友人、それを受けた友人も逮捕されました。3人は軍事検閲を受け、「反乱の目的」の罪で有罪となり、2016年11月にそれぞれ10年の刑を言い渡されました。アムネスティは3人の釈放を求めた要請活動を実施し、2016年のライオングラウンドでもこのケースを取り上げました。2018年3月の控訴でも刑が支持されました。イブラヒムさんの弁護は最悪に上りましたが、しかしその後、何の動きもなく、検閲の目的を文書報告が止まっていたのです。2021年に入り、ようやく最高検で管理が開かれ、2021年12月16日、3人に対する5年の適用判決が下されました。すでに5年を収監されていた3人は、即日釈放されました。今は、家族や友人たちと過ごす穏やかな日常生活を取り戻しつつあるそうです。手紙書きにご参加くださったみなさんありがとうございました!

彼らに知られていた3人は、即日釈放されました。今は、家族や友人たちと過ごす穏やかな日常生活を取り戻しつつあるそうです。手紙書きにご参加くださったみなさんありがとうございました!



あなたのハガキで救われた人びと

グアタマラ

水力発電所建設に抗議して投獄された男性が釈放されました!

グアタマラの水力発電所建設に抗議して投獄された男性が釈放されました。アムネスティは、この男性の釈放を求め、世界中に請願活動を行いました。2021年のライオングラウンドでもこのケースを取り上げました。2022年3月24日、検察官がバルナルドさんの釈放を命じました。控訴によれば、「根拠のない容疑」で捕縛されたという理由が示されたそうです。バルナルドさんからメッセージが届いていました。一部をご紹介します。控訴を申し立てました。控訴は控訴の人の人権を侵害するとの根拠がないと判断し、控訴を退けました。控訴を退けましたが、2年前に発生した、暴行を犯したと判断されたバルナルドさんは控訴

世界中のアムネスティの仲間さん、本当にありがとうございます。30年に入った戦争で、グアタマラの前法はかつてないほど悲惨な状況に陥っています。人権のために闘っている人々の健康と安全を脅かすのを防ぐために、私は声を守ろうと声を上げたばかりに、監獄暮らしに投獄されました。拷問の苦痛と死の危険にさらされ、不安な毎日を送っていました。でも、みんなが自分への健康と安全を脅かすのを防ぐために、私は声を上げた。自分たちと一緒の。みなさん一人ひとりに感謝を伝えたい。私が投げかけた訴訟は、私自身に与えた行為は、まだ正されていない。私はまだ、まだ正されていない。ラテンアメリカでは人権活動家が攻撃されている。それを正するために、私や仲間が世界中で声を上げ続けています。これから私が闘ってきたい。



アムネスティ・ニュースレターより

アムネスティ全体でハガキ総数はオンラインを含めて、年間数百万通。7割のケースで何らかの状況改善が見られているようです。アムネスティから送られてくるニュースレターには毎回釈放された方の報告が載っています。ハガキを送られてくる政府は世界中からの関心に配慮せざるを得ない場合が多いということだと思います。

アムネスティの他の活動

独自に調査し世界中に配信



難民と対話するアムネスティの調査員

国連や各国政府に提言



国連事務総長とアムネスティ事務総長の会談

私に関係している活動は今のはがき書きという地味な活動が中心ですが、世界全体のアムネスティの活動は時に目立った活動をしてニュースとなることも多いです。世界各地に調査団を送り、人権侵害の被害者から話を聞いたり、現地NGOや政府と話し合いをしたりして世界中に配信しています。最近ではウクライナにも調査団を送っています。また、国連の特別協議資格を持つNGOとして国際的な発言力があり、国連や各国政府に提言をしたりもしています。

アムネスティが目指す世界

世界人権宣言

1948年12月10日 国連総会で採択

→ すべての人間を対象にした人権の普遍性

第1条

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

第2条第1項

「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる。」

第2条第2項

「さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。」

9

次に改めてアムネスティが目指す世界についてお話します。アムネスティは、すべての人が世界人権宣言にうたわれている人権を持って人間らしく生きることのできる世界の実現をめざして活動しています。では、世界人権宣言とは何なのかを説明します。

第2次世界大戦末期の1945年6月に国連憲章が採択されました。人権尊重のために国際協力することを国連の目的の一つに掲げています。ただ、国連憲章は抽象的な部分が多く詳しい人権の内容は明らかになっていません。そこで、「人権委員会」を設置して、国際社会で守るべき人権を具体的に規定するために第一歩として、世界人権宣言をまとめあげました。1948年12月10日に採択されました。12月10日は世界人権デーとされていて、毎年世界中で記念行事が行われているようです。

世界人権宣言はすべての人間を対象にした人権の普遍性という意味において画期的とされています。人権の普遍性を表している第1条と第2条だけ丁寧に見ていきます。第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等と書いてあります。その「すべての人間」についてはっきり記されているのが2条です。すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、とあり、さらに、個人の属する国又は地域が独立国であっても非自治地域であっても他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、差別してはならない。となっています。すべての人間を含む普遍性を具体的に示しています。

9

アムネスティが目指すもの

世界人権宣言 前文(一部)

ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

このように世界人権宣言は、「すべての人間」の人権を守ることを強く主張していますが、では、誰に対して言っているかという点、それは国に限ったものではありません。前文に「社会の各個人及び各機関が」と書かれています。個人も企業も大学などの学校もが守るべき人権基準になっています。この奈良女子大学も、皆さんのアルバイト先の会社も、当然対象です。こういう広い範囲に適用される宣言になっています。

世界人権宣言 谷川俊太郎訳

第1条 みんな仲間だ

「わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。
ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その
値打ちも同じです。だからたがいによく考え、
助けあわねばなりません。」



アムネスティ日本HPより

第1条

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。
人間は理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

なお、詩人の谷川俊太郎さんとアムネスティ日本が協力して、世界人権宣言をわかりやすい日本語にしています。第1条は、みんな仲間だ、という文章にしています。アムネスティ日本のホームページに載っていますので、ぜひ目を通してみてください。

主な人権条約

法的義務を課す条約へ

	条約名	採択 年月日	発効 年月日	締約 国数	日本の 締結年月日
1	人種差別撤廃条約	1965.12.21	1969.01.04	182	1995.12.15
2	国際人権規約 社会権規約	1966.12.16	1976.01.03	171	1979.06.21
	選択議定書(個人通報制度)	2008.12.10	2013.05.05	26	
3	国際人権規約 自由権規約	1966.12.16	1976.03.23	173	1979.06.21
	第1選択議定書(個人通報制度)	1966.12.16	1976.03.23	116	
	第2選択議定書(死刑廃止)	1989.12.15	1991.07.11	90	
4	女性差別撤廃条約	1979.12.18	1981.09.03	189	1985.06.25
	選択議定書(個人通報制度)	1999.10.06	2000.12.22	114	
5	拷問等禁止条約	1984.12.10	1987.06.26	173	1999.06.29
	選択議定書(拷問等防止小委員会)	2002.12.18	2006.06.22	91	
6	子どもの権利条約	1989.11.20	1990.09.02	196	1994.04.22
	選択議定書(武力紛争における児童の関与)	2000.05.25	2002.02.12	172	2004.08.02
	選択議定書(売買春選択議定書)	2000.05.25	2002.01.18	177	2005.01.24
	選択議定書(個人通報制度及び調査制度)	2011.12.19	2014.04.14	48	
7	移住労働者権利条約	1990.12.18	2003.07.01	57	
8	障害者権利条約	2006.12.13	2008.05.03	185	2014.1.20
	選択議定書(個人通報制度)	2006.12.13	2008.05.03	100	
9	強制失踪条約	2006.12.20	2010.12.23	68	2009.7.23

2022年4月1日現在
ヒューライツ大阪HP等より

世界人権宣言は条約ではありませんので、条約のように批准した国に対して法的義務を課すものではありません。したがって、世界人権宣言のあと、条約にする作業が続けられました。

現在までに採択された主な人権条約を表にしました。

表の中に選択議定書という記載があります。選択議定書というのは、すでにある条約を補うために、条約とは別に独立して作成されるもので、元の条約を批准している国は、批准するかどうかを選択することができます。つまり元の条約に入っている国は、選択議定書に入らなくてもいい、入るかどは選ぶことができるということです。

人権条約の表で、日本が批准していない項目を黄色で示しています。

日本が批准していない人権条約

移住労働者権利条約

すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約

拷問禁止条約の追加議定書

拘禁場所への立入検査を行う委員会の設置

個人通報制度(5つの条約の追加議定書)

人権侵害を受けたと主張する**個人が、直接、各条約の委員会に申立を出すことができる**制度(ただし、国内で利用できる救済手続きを尽くした後に)

死刑廃止(自由権規約の追加議定書)

13

批准していない人権条約を記載すると、次のようになります。

一つは、移住労働者権利条約です。外国から移住する人たちに優しくないことがここにも表れています。

二つ目は、拷問禁止条約の追加議定書で、拘禁場所への立入検査を行う委員会の設置、を義務付けています。警察署、刑務所、入管などが対象になり、日本国内でもたびたび問題になるところです。

三つ目は個人通報制度です。これは、個人が、国を通さずに直接、各条約の委員会に申し立てを出すことができる制度です。ただし、国内で利用できる救済手続きを尽くした後、という制限はあります。個人通報制度が受け入れられている場合、国内で人権侵害が認められない時でも、人権条約の委員会に申立てし救済される可能性があります。すると、国内手続きをする側でも、国際人権を意識するようになっていくはずです。

残念ながら日本は個人通報制度を一つも受け入れていません。

もう一つは、死刑廃止です。

このようにみると、人権条約を批准して条約の基準を満たすようになれば、国内の人権問題の中でも改善できることが多いように感じられます。

人権条約の「報告制度」

条約に入ってから1年以内、その後は定期的(多くは5年)に、条約の権利を実現するために取った措置や進歩について、**委員会に報告書を提出**する。

報告審査に当事国の代表が招請され、**委員からの質問に答える**質疑応答が実施される。

■勧告の主なポイント

強制入院
障害者の強制入院によって自由を奪うことを認めるすべての法的規定の廃止

精神科病院のあり方
隔離・身体拘束、強制投薬など強制治療を正当化する法律への懸念など

脱施設化
障害児を含む障害者の施設収容の廃止など

インクルーシブ教育
分離された特別教育をやめるため、すべてを障害のある生徒が合理的な配慮と、必要個別的な支援を受けられるようにすることなど

6年に国連で採択、08年に発効し日本は14年に批准

障害者権利条約は2006年

強制入院や分離教育 廃止勧告

障害者権利条約 日本を国連審査

障害者権利条約に基づいてあらゆる差別の禁止や教育の平等などを定めた「障害者権利条約」について、国連の委員会が日本の取り組みを初めて調査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などをやめるよう求めた。審査では政府の対策が十分な課題が明らかとなり、障害者から改善を急ぐべきとする声が上がった。

勧告では、精神科病院での無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行を自指す法的な枠組みづくり、障害のある子どもが子どもにも学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のためにすべての障害のある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てるといった対応の必要性が指摘された。

また、障害者の強制入院を「差別」とし、自由を奪うことを認めるすべての法的規定の廃止を求めた。旧優生保護法下で不妊手術を強いられた被害者への謝罪や、申請期間を短くしない救済なども盛り込まれた。

障害者権利条約は2006年に国連で採択、08年に発効し日本は14年に批准した。

今年8月下旬には、国連の障害者権利委員会が日本を国連の委員会に報告する機会に臨み、そのやりとりを踏まえた上で9月9日に勧告が提示された。法的な拘束力はないが、

多い精神

「日本の施設は、高い壁や鉄の扉で囲まれたもので、そこには、障害者施設の外や中で楽しみ、ヒコニックをする方もいらっしゃいます。一方で地域移行を進めることも極めて重要」

条約19条「自立した生活及び地域社会への参加をめぐる障害者権利委員会からの問いに、日本政府代表団として厚生労働省の担当者はこう切り出した。

会場で傍聴した山田啓平さん(67)＝東京都＝はあきんとした。全国「精神障害者集団」の運営委員で、精神障害者として初の審査を確

人口1千人あたりの精神医療分野での病床数
日本医師会の資料から

2.5	1.3	0.8	0.4	0.4	0.3	0.1
日本	ドイツ	フランス	カナダ	英国	米国	イタリア
18年	17年	18年	19年	17年	17年	18年

朝日新聞 2022年9月14日

もう一つだけ人権条約について補足します。

人権条約には報告制度と呼ばれるものがあります。これは、定期的に条約の委員会に報告書を提出し、その後、報告審査において委員からの質問に答える必要があるというものです。

先月、障害者権利条約の日本の審査が行われたという新聞記事がありました。新聞には質疑応答の様子や委員会の勧告が載っていました。詳しい内容は把握していませんが、障害者の強制入院や精神科病院のあり方などが指摘されたそうです。国連の委員会による勧告はかなり影響があるのではないかと思います。このような人権条約の審査について注目していきたいと思っています。

人権条約には法的義務がありますから、世界人権宣言は意味がなくなっているのではと思う人がいるかもしれません。しかし、逆に条約の場合は、批准していない国に対しては条約を守れと言えないということがあります。条約でない世界人権宣言ではありますが、国連憲章の人権規定を具体化して国連総会で採択されたものですから、少なくとも国連加盟国は守るべき基本的な人権基準になっています。

アムネスティ奈良グループの紹介

- ・1980年 発足
 - ・メンバー 14名（京都府南部の方もいます）
各人が興味を持っているテーマ：死刑廃止、慰安婦問題、中国情勢、ブータン難民等
 - ・運営担当：浜田
- 【参考】アムネスティ・インターナショナル日本 学生会員 年会費 1000円

【活動】

- ・例会（ほぼ毎月）：場所 奈良県女性センター（東向き商店街）
その中で各メンバーが持ち回りで問題提起の話
- ・ハガキ書き（毎月）
集中的にハガキ書きをするイベント（ライティングマラソン：12月3日開催予定）
- ・講演会開催等、イベント

15

アムネスティ奈良グループは1980年に発足しました。現在のグループメンバーの数は14名です。いろいろなことに関心を持っているメンバーがいます。死刑廃止運動に取り組んでいる人、慰安婦問題に関わってきた人、現在の中国に関心を持って勉強している人、ブータン難民の問題にずっと取り組んできている人。地方議員さんもいます。

活動としては、ほぼ毎月例会をこの近くの東向き商店街にある奈良県女性センターで行っています。各メンバーが持ち回りで問題提起の話をするようにして議論の場を設けています。継続したハガキ書きも行います。それとは別にハガキ書きを集中して行うライティングマラソンという企画を年1回行っています。今年は12月3日を予定しています、そして、講演会などのイベントを時々実施しています。

イルハム・トフティさん

- ・ 経済学者
- ・ ウイグル人と漢人の民族間の和解を図り関係を改善する取り組みをしてきた。ウェブサイトを開設し、中央政府のウイグル自治区に対する政策を率直に批判してきた。
- ・ 2014年1月 警察に連行され、拘束中には拷問を受け、10日間食物を与えられず、20日間以上も足枷をつけられた。
- ・ **2014年9月 国家分裂罪により、無期懲役刑**

- ・ アムネスティ
2014年から無条件釈放を要請、ハガキ書き
- ・ 奈良グループ
2018年からハガキ書きを継続

⇒まだ拘束が続いている

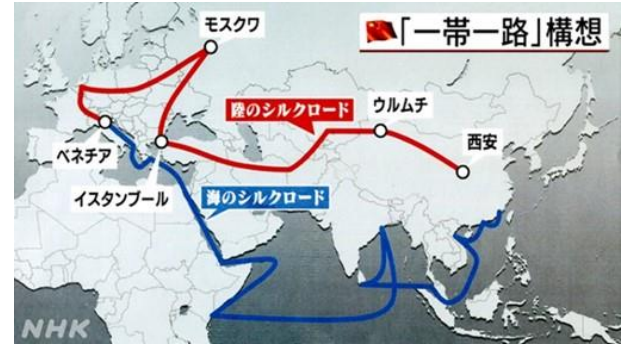


奈良グループで2018年から継続してはがき書きをしている方についてお話をします。新疆ウイグル自治区のウイグル人のイルハム・トフティさんです。

トフティさんは経済学者で、新疆ウイグル自治区でウイグル人と漢人との民族間の関係改善の取り組みをしてきました。ウェブサイトを開設して、中央政府の政策を批判もしてきました。おそらくそのことも要因とされますが、2014年に逮捕されました。拘束中に拷問を受け、10日間食事も与えられず、20日間足枷も付けられたそうです。裁判で弁護団は証拠の確認を要求しましたが却下され、「国家分裂罪」で無期懲役刑を言い渡されました。

アムネスティはトフティさんを「良心の囚人」と考え、中国当局に無条件釈放を求めました。奈良グループでもその運動に参加し、トフティさんの釈放を求めるハガキ書きを続けています。日本の他のグループや世界各地でハガキを出していますが、残念ながらまだ釈放されていません。今後も継続してハガキ書きは続けたいと思っています。

新疆ウイグル自治区



NHK HPより

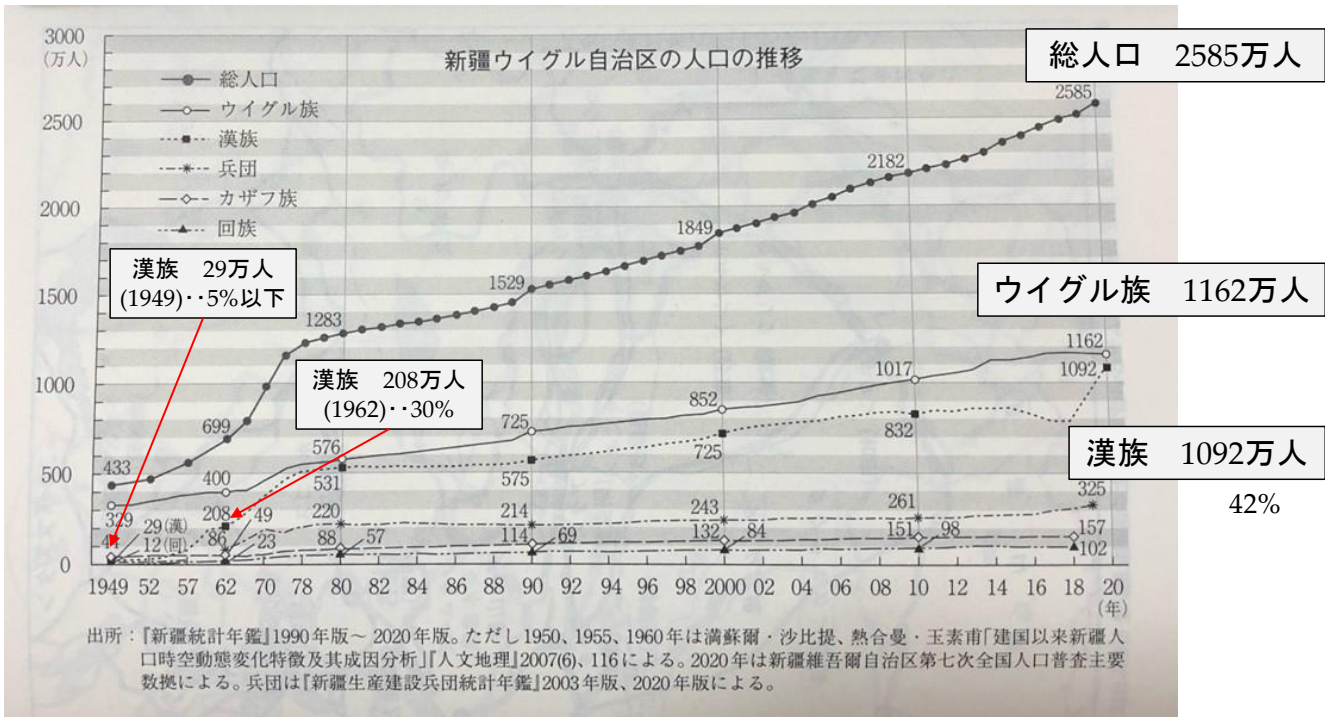
中国「一带一路」経済圏構想

一帯：ヨーロッパにつながる陸路
一路：海路

17

ここで改めて、新疆ウイグル自治区の話をしていきます。新疆ウイグル自治区の場所と人口を確認しておきましょう。新疆ウイグル自治区は中国の北西に位置しています。面積は中国の6分の1を占めます。周囲の国を見ますと、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンという旧ソ連諸国と接しています。アフガニスタンやパキスタン、インドとも接しています。中国の一带一路という経済圏構想があり、その構想では陸路においてウイグル自治区が重要な位置を占めることになっています。

新疆ウイグル自治区の人口推移



熊倉潤「新疆ウイグル自治区」(2022 中公新書)

このグラフは新疆ウイグル自治区の人口の推移を表しています。2020年の統計で、人口は約2600万人。中国全体では漢人が9割以上を占め、それ以外の民族を少数民族としています。ウイグル自治区としてはウイグル人は少数ではありませんが、少数民族との扱いになります。1949年に漢人の割合は5%以下でしたが、1962年に30%になり、現在は40%を超えています。漢人を増やすことにより中央政府の影響力を増やしてきたようです。

新疆ウイグル自治区の人権問題

「職業技能教育訓練センター」

(中国は貧困層の職業訓練、中国語教育を目的と主張)

- ・ 亡命者等の証言などから、一定数は強制的に収容。教育改造機関。強制労働。100万人以上が拘束されているとの指摘も。
* 情報が少なく検証できない状態

「親戚制度」

- ・ 漢人を主とする公務員を「親戚」と称させて、少数民族の家庭に割り当てる。
→ 民族間の憎悪を生み出す。(各家庭の情報収集の目的とも言われる)

ウイグル自治区の状態は、「ジェノサイド」？

「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を破壊する意図をもって行われた行為」

熊倉潤氏「文化的ジェノサイド」(民族の文化を抹殺)

19

ウイグル自治区に関しては少数民族に対する人権侵害の問題が指摘されています。

2つだけ紹介します。「職業技能教育訓練センター」は最近よく取り上げられるようになってきたのでご存じの方も多いかもかもしれません。中国政府は、貧困層の職業訓練や中国語教育を目的にしていると中国は言っています。しかし、亡命者の証言などから、強制的に収容されて、思想教育を受けたり、強制労働させられたりしている人がいます。アムネスティで証言された方の話によると、その方は鎖と結束バンドで手足の自由を奪われた状態で3か月間、収容所で過ごしたそうです。食事の前には中国共産党、習近平への感謝を強要され、きちんとできないと食事を与えられないなどの処罰を受けたということです。情報が少ないためはつきりしませんが、100万人以上が拘束されているという指摘もあります。

他にも明確な制度ではないようですが、親戚制度と呼ばれるものがあります。これは漢人の公務員を「親戚」と称して少数民族の家庭に割り当てるといったものです。家庭に政府寄りの人が入ってきて食事を一緒にしたりするのです。民族団結の理念を広めることを目的にしているようですが、各家庭の情報収集もあるようで、大変な圧力になっているのではないかと推測されます。2018年には110万人以上の公務員が親戚となったようです。

ウイグル自治区の状況を「ジェノサイド」と呼ぶことがあります。ジェノサイド条約という条約があって、そこではジェノサイドとは「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を破壊する意図をもって行われた行為」ということで、殺害や危害を加えること、生まれてこないようにする、児童を他の集団に移す、という行為が挙げられています。

最近読んだ本で、熊倉潤さんは、中国の新疆政策は、ジェノサイドというより、民族の文化の抹殺を意味する「文化的ジェノサイド」という言葉の方がじっくりくる部分がある、と書いています。ジェノサイド条約ができた70年前の概念では表現できない次元の出来事が起きているのかもしれません。

OHCHRによる新疆ウイグル自治区の人権評価報告

- ・ OHCHR = 国連人権高等弁務官事務所
国連の人権活動の中心となる機関
- ・ 8月31日新疆ウイグル自治区の人権評価の報告書を発表
- ・ 深刻な人権侵害を断定

【報告書目次】

- I. はじめに
- II. 背景
- III. テロリズムと過激主義に対抗するための中国の法的および政策的枠組み
- IV. 投獄およびその他の自由の剥奪
- V. 「職業教育訓練センター」における条件と処遇
- VI. その他の人権問題
- VII. 家族の別居と報復の問題
- VIII. 全体的な評価と推奨事項

新疆で「深刻な人権侵害」断定

国連高等弁務官 退任期限数日前に



国連人権高等弁務官事務所
（OHCHR）は8月31日、
少数民族への人権侵害が指
された中国の新疆ウイ
グル自治区で、中国当局がテ
ロや過激派への対策という
名目でも、深刻な人権侵害を
繰り返していると断定する報告
書を発表した。中国側は「虚
偽だと強く否認している」
と強く反発する前をパ
チエリ氏は、中国側がパ
チエリ氏に送った国境を越
えようとしたと説明してい
る。パチエリ氏は、国連人
権部門トップとして17年東
に中国を訪問した。報告書は
様々な資料に基づき、現地の状
況を詳細に記述し、人権の状
況を「深刻な侵害」であると
認定している。報告書では、
中国当局が「再教育施設」
としてきた「職業教育訓練セ
ンター」で、性的虐待を苦痛や拷
問が行われていたとする証言
を「信頼性が高い」と指摘
し、「国連の意思」を代表し
て、中国側から自由意志で去
ることは不可能であるとす
る。中国側は「中国側が定
した法律に基づいており、
強制収容の可能性は認め
ない」と反論している。ま
とめて中国側には、パ
チエリ氏の報告を受け入れる
ことで、少数民族政策やテ
ロ対策の正当性も確保する
必要があると訴えている。ま
た、報告書では、17項目の
勧告が提出されている。た
だ、中国側は「自由を奪われ
ている多くの人を解放し、家
族が再び生きやすくなる手
段を講ずるべき」と訴えて
いる。
中国「西側の企て」
一方、中国外務省の汪文
閣報道局長は8月1日の記者
会見で、報告書は「虚偽の指
摘」として強く反発した。汪
閣は、報告書は「中国の内
政を干渉する企て」として、
中国側は「中国の内政を干
渉する」として強く反発した。
（玉川 瑠璃 記者）

朝日新聞 2022年9月2日

8月31日OHCHRによる新疆ウイグル自治区の人権評価報告書が提出されました。OHCHRは国連人権高等弁務官事務所の略で、国連の人権活動の中心となる機関です。

報告の内容は、新疆ウイグル自治区で「テロや過激派対策の名目で深刻な人権侵害が実施されている」という趣旨のものです。

この報告書はネットで見るすることができます。日本語に自動翻訳して少し読んでみました。現地を知る人へのインタビューや様々な資料をもとにまとめたようです。記載は細かいところも多く、全体を把握できたわけではないのですが、ここまでで紹介してきたことなどが書いてあるので、おおむね正しいのだろうと私は思っています。

国連でも報告されているから、中国以外のほとんどの国が、中国の人権侵害を批判しているはずと考えがちです。欧米や日本は中国を人権問題で批判していますが、世界全体ではどうでしょうか？

中国の人権に関する世界の対立

2019年7月 国連人権理事会

新疆政策を批判する共同声明（22か国）

→中国擁護の共同声明（37か国）

2021年6月 国連人権理事会

新疆、香港、チベットにおける人権状況懸念の共同声明（44か国）

→中国擁護の共同声明（69か国）

2021年10月 国連総会第3委員会

新疆人権状況に強い懸念の共同声明（43か国）

→中国擁護の共同声明（62か国）



中国側が多数派

（アジア、アフリカの途上国を中心に中国を支持）

21

2019年7月に欧米、日本を含む22か国が新疆政策批判の書簡を発表しました。これに対し、中国擁護の書簡が出され、批判の22か国を上回る37か国が賛同しています。

2021年6月に新疆、香港、チベットの人権状況を懸念する共同声明を欧米中心に44か国が発表しましたが、またもこれに対し、中国擁護の声明に69か国が署名。

2021年10月 フランスが43か国を代表して新疆の人権状況への懸念を表明。中国擁護には62か国。

いずれも中国側が多数派になっています。どの程度強く支持しているかはわかりませんが、このような国連での中国支持が、中国の人権状況が変わっていない要因の一つになっているように思います。

ただ、日本を考えると、今は中国の人権問題に厳しくなっていますが、ずっと中国に対して人権について厳しく言い続けてきたかという疑問があります。

20年前の中国を振り返って

日中友好砂漠緑化協会の活動に参加（2002年）



当時の中国のGDP＝日本の約3分の1
（現在は3倍）

中国に対する人権改善の働きかけは
適切だったか？



22

ちょっと話はそれますが、20年前の話をしてします。私は一度だけ中国に行ったことがあります。2002年ですからもう20年も前です。日中友好砂漠緑化協会というのがあって、年1回中国に行って植林をするという活動をしていました。その活動を知って一度だけ仕事を数日休んで行きました。場所は中国の北の方で、瀋陽から車で3時間くらい行ったところに後旗、後ろに旗と書く町があります。そのホテルに宿泊して、近くのホルチン砂漠で松の木を植えました。5日くらいのツアーでした。植林自体は半日くらいでしたので実際は体験といえるかどうかのレベルで、ほぼ観光旅行でしたが貴重な体験ができました。

当時は「日中友好」という言葉は違和感なく受け入れることのできる言葉だったように思います。1989年に天安門事件という弾圧事件がありましたが、10年以上経ったこの頃、日本での中国人権批判は限定的だったような気がします。私もこの旅行中、天安門事件や人権について何か考えたり聞いたりした記憶はありません。

2002年当時は、中国がWTOに加盟し、経済発展が顕著になったころです。当時のGDPは日本の3割程度でした。世界の工場として注目されていたところから、市場として大きな注目を集めた頃だったように思います。そして中国が世界市場に入ってくると、民主化が進むはずという楽観論も根強かったと思います。アジア式の民主化は経済発展の後で起きるという見通しを僕もなるほどと思って受け入れていました。日中友好ということ自体が間違っていたとは思っていませんが、友好関係を保ちながらも人権改善を要求するということができなかったのか、人権改善の働きかけはこの間適切だったか、ということはいま一度考え直しておく必要があると思います。

ウイグル自治区を含めた中国の人権問題の改善には、やはり世界中からの声が必要だと思います。現在は逆の声も多くなっている状況ですので非常に厳しい状況ですが、過去の経緯も踏まえながら、粘り強くいろんな人がいろんなルートで声を伝えることが大切だと考えています。

- 私が影響を受けた作家
ドストエフスキー（ロシア）
「罪と罰」 …ラスコーリニコフ
「悪霊」
「カラマーゾフの兄弟」

- 私が好きなクラシック音楽
チャイコフスキー（ロシア）
ピアノ協奏曲

では、ロシアとウクライナの話をしたと思います。

私が大学生のころ、最も影響を受けた作家は、ロシアのドストエフスキーです。今なお何年かごとに気になって読み返しています。

「罪と罰」という作品は最初の方でラスコーリニコフという名前の大学生が質屋のおばあさんを殺害します。ラスコーリニコフはそのあとどうなっていったかという話です。私はこの小説を読んでいるときに夢を見ました。自分が人を殺した後の状態でいるとても気味の悪い夢でした。そのくらい強いインパクトのある小説は他ではいまだに経験したことがありません。

また、クラシック音楽ではロシアの作曲家チャイコフスキーのピアノ協奏曲が好きでよくCDを聴いています。ただ、ロシアがウクライナに侵攻した後、チャイコフスキーなどロシアの作曲家の演奏が中止になったり、ロシアの芸術と距離を置く動きがあったようです。現在の状況はあまりつかめていませんが、そこは分けてほしいという思いを持っています。

ウクライナと周辺国



24

では、ウクライナ侵攻の話の前に、ウクライナの場所を見ておきましょう。ウクライナ問題が起こってから歴史も少し学びました。

周辺にさまざまな国がありますので、歴史はかなり複雑です。13世紀ごろからの歴史を見ると、ロシア、ポーランド、トルコに注目しながら見ていくと整理しやすいのかなという気がします。南のトルコに関してですが、13世紀に東の方からモンゴル軍が侵入してきて一時はポーランドくらいまで達します。そのあとにウクライナの南部にモンゴル系の国ができ、イスラム教を受け入れました。その国は後にトルコの前身のオスマン帝国に属することになり、オスマン帝国がウクライナ南部に進出してくることがありました。西のポーランドもウクライナに進出して、先ほどのオスマン帝国と奪い合いをしたりします。東のロシアもウクライナに進出してウクライナを分割する時期もあります。さらに複雑なのは、ポーランド自体も分割される時期があるので、ポーランド周辺の国もウクライナに関係する形になります。ということで、この周辺の3つの国、または3つの方向を意識して見ていくと歴史を見やすくなるように思いますので、一つの見方として参考にしてもらえたらと思います。

ウクライナに関するアムネスティが発表した主なニュース

- 2022.02.21 : 紛争拡大の見通し 国際人道法と人権法の尊重を
- 2022.02.24 : ロシアのウクライナ侵攻 人権と人命に高まる懸念
- 2022.02.25 : **ロシア軍の無差別攻撃を検証**
- 2022.02.27 : **幼稚園にクラスター弾 避難中の子どもら市民3人が死亡**
- 2022.03.01 : **ロシアのウクライナ侵攻は侵略と人権破滅の行為**
- 2022.03.09 : **ロシア軍の無誘導爆弾で民間人多数が死亡**
- 2022.04.04 : **ロシア軍によるブチャでの戦争犯罪を追及すべき**
- 2022.04.07 : **数々の証言が示すロシア軍の市民殺害と戦争犯罪**
- 2022.05.06 : キーウ州での戦争犯罪 ロシア軍に法の裁きを**
- 2022.06.13 : **ロシアの無差別爆撃 ハルキウ市民数百人が犠牲に**
- 2022.06.30 : **マリウポリ劇場への攻撃はロシア軍による「明確な戦争犯罪」**
- 2022.08.04 : 市民を危険にさらすウクライナ軍の戦術**
- 2022.08.26 : ロシアによるウクライナ人捕虜の裁判は戦争犯罪**
- 2022.09.16 : **イジュームの集団墓地（民間人と軍人の埋葬）**

25

2月24日ロシアがウクライナに侵攻しました。そして現在、戦闘は続いています。この問題もいろんな視点から見るができると思います。ここでは、アムネスティが何を問題と見ているかを最初に見てみます。

ウクライナ侵攻直前から、アムネスティが発表したウクライナ侵攻に関するニュースはホームページにたくさん掲載されています。日本支部のホームページに掲載されているものを中心に主なものを挙げました。赤字が民間人への攻撃・殺害に関するものです。ピンク色はウクライナ人の捕虜に関するもの。青字のものは少し異なりウクライナ側の問題です。太字で示した3つの話をします。

【アムネスティニュース】キーウ州での戦争犯罪 ロシア軍に法の裁きを (2022.5.6)

アムネスティによるキーウ北西部での聞き取り調査と物的証拠の検証から、ロシア軍による一連の攻撃は戦争犯罪にあたることが明らかであり、関与した者は全員、法の裁きを受けなければならない。



ボロジャンカの住宅街に空爆

・ 8 棟の集合住宅を空爆。40人以上死亡など

キーウ北西部での殺戮

・ ブチャでの殺害



読売新聞HP (2022年4月7日)

2月にロシアがウクライナに侵攻し、すぐに首都キーウ近くまでロシアが迫ってきます。そしてキーウ近郊の町が占領されます。ウクライナ軍の抵抗に遭い1か月近くの膠着状態を経て、3月末にロシア軍はキーウ近郊から撤退しました。ボロジャンカでは住宅街に空爆があり、写真のように住民が亡くなったり数千人が住む場所を失ったりしました。ブチャでは民間人の複数の遺体が見つかりました。拷問を受けて殺害されたりしたことが、住民の証言でも明らかになりました。新聞などでもブチャで起こったことに関して、詳しく報じられているので皆さんもご存じでしょう。

一般市民を殺害するということは、国際人道法と言われるジュネーブ条約の中の「文民の保護に関する条約」に違反する戦争犯罪です。この記事だけでなく、アムネスティがウクライナに関して取り上げている記事の多くが、このような一般市民への攻撃や殺害に関するものです。

【アムネスティニュース】

ロシアによるウクライナ人捕虜の裁判は戦争犯罪(2022.8.26)



- ・ 親ロシア派武装勢力が「国際法廷」と呼ぶ裁判所を設けて、ウクライナ人捕虜を裁こうとしている。
- ・ 国際人道法は、捕虜を裁くための法廷の設置を禁じている。
- ・ **捕虜は適正な手続きと公正な裁判を受ける権利を持つ。**

27

2つめはマリウポリの捕虜に関してです。マリウポリはウクライナの南東部に位置し、ロシアが周囲を占拠した中でウクライナ軍は製鉄所に立てこもって抵抗を続けていましたが、5月に投降し2500人ほどが捕虜になりました。

この記事は、マリウポリのホールに捕虜を裁判にかけるための檻が建設されているのではないか、というものです。問題としている点は、戦争捕虜を裁くために裁判所を設置している点です。国際人道法は捕虜を裁くための法廷の設置を禁じています。捕虜は適正な手続きと公正な裁判を受ける権利を持っています。裁判だけでなく、捕虜が拷問を受けているのではという懸念もあります。戦闘員だった人を捕らえた後、何をしてもかまわないのではないのです。

武力紛争下で守るべき主な国際法（国際人道法）

* ジュネーブ4条約（1949）、追加議定書（1977）

- ・ ジュネーブ第1条約（傷病者保護）
- ・ ジュネーブ第2条約（海上傷病者保護）
- ・ ジュネーブ第3条約（捕虜待遇）
- ・ ジュネーブ第4条約（文民保護）

- ・ ジュネーブ条約第1追加議定書
（犠牲者保護）・・・1949年の条約を補充
- ・ ジュネーブ条約第2追加議定書

28

この2つの記事は、戦いに参加していない住民、戦いをやめた捕虜、という戦闘員でない人を保護するという国際人道法に基づいています。

武力紛争下で守るべき主な国際法としては、ここに記載したようなものがあります。文民保護や捕虜待遇に関して第3条約と第4条約があります、第1追加議定書も重要になります。

住民の保護、捕虜の待遇というような戦争下で守るべきことに関する話を聞いたときに、そもそも戦争自体をなくさないといけないのに、戦争が起きることを前提にした議論はおかしいのではという違和感を示す方がいます。今日も話を聞いた人の中には、民間人の殺害もダメだけど、戦闘員はいいのか、どちらも人を殺すという点では同じではないかという疑問を持つ人もいるかもしれません。私もそういう考えや感覚はよくわかります。

アムネスティが問題にしたり、ジュネーブ条約といった国際人道法の考え方というのは、戦争や武力紛争を完全になくすことはできていない。その状況下で、戦争が起こっても、できる限り人の命が失われるのを防ぎたい、人の尊厳が踏みにじられるのを防ぎたい、ということだと思っています。

【アムネスティニュース】市民を危険にさらすウクライナ軍の戦術(2022.8.4)

- ・ **学校や病院を含む住宅地に軍事拠点を設置**（訪れた19の町と村）
- ・ 民間人居住区から攻撃
- ・ ウクライナ軍が住民に避難を求めた事実は確認できず

- ・ だからといってロシアの無差別攻撃は決して正当化されない

アムネスティは、軍を人口密集地から距離を置いた場所に移動させるか、民間人を退避させるか、を直ちに実行すべきと主張



ゼレンスキー大統領

「加害者でなく、被害者に責任を転嫁しようとしている」と反発

アムネスティのウクライナ代表

「ウクライナの立場を考慮する必要がある」と代表を辞任

ここまでは、ロシアの行為について見てきました。

次はウクライナ側の問題として8月にアムネスティが出した発表に関してです。新聞などでも取り上げられて少し話題にもなったのでご存じかもしれません。タイトルは「市民を危険にさらすウクライナ軍の戦術」という声明です。アムネスティは現地調査もよくやっています。ウクライナにも行って調査をしています。

アムネスティがウクライナを訪れて確認した事実は、「訪れた19の町や村で、ウクライナ軍が学校や病院を含む住宅地に軍事拠点を置いていた」「住宅地から攻撃をしかけていた」「ウクライナ軍が住民に建物から避難するように求めた事実は確認できなかった」というものです。

さらに、この戦術は国際人道法違反であって、住宅地を攻撃目標にしてしまうため、民間人を危険にさらすこととなります。防衛的立場にあるからといってウクライナ軍が国際人道法を守らなくて良いことにならない、とも書いています

アムネスティは、ウクライナ政府に軍を人口密集地から距離を置いた場所に移動させるか、民間人を退避させるかを直ちに実行すべきだと主張しました。

ウクライナ軍が住宅地に軍事拠点を置いていることはロシアの無差別攻撃を正当化するものではないと但し書きはしていましたが、ウクライナ軍批判の面があったことは確かです。報道によると、ウクライナのゼレンスキー大統領は「加害者でなく、被害者に責任を転嫁しようとしている」と反発し、アムネスティのウクライナ代表も報告書に対して「ウクライナの立場を考慮する必要がある」と抗議し辞任するという事態になりました。今の状況でウクライナを批判するようなことはすべきでないという考えでしょう。

【アムネスティ声明】 ウクライナ軍の戦闘戦術のプレスリリースに関する声明(2022.8.7)

調査で確認した事実が揺らぐことはありませんが、苦痛や怒りを引き起こしたことについて、深い遺憾の意を表明します。

「アムネスティが把握したウクライナ軍のいかなる行為もロシア軍の違法行為を正当化するものではない」ことを強調

「関係当局には国際人道法を全面的に遵守するように求めます」と原則を重要視

アムネスティの声明についてどう思いますか？

ウクライナ軍批判したアムネスティ

猛反発受け「深い遺憾」

ウクライナ軍の戦い方が、市民を巻き添えにしかねないなどの調査報告書を公表した国際人権団体が7日、一転してウクライナに「深い遺憾の意」を表明した。ロシアから侵攻を受けている事情をくんでいないとして、ウクライナのゼレンスキー大統領らが猛反発していた。

国際人権団体アムネスティ・インターナショナルは4日、現地での調査に基づき、ウクライナ軍が居住地域に軍事作戦の拠点を置いていたと指摘し、学校や病院も含まれていたとして、民間人を危険にさらしており、国際人道法違反だと批判した。

ゼレンスキー氏は、「加害者（ロシア）ではなく、被害者（ウクライナ）に責任を転嫁しようとしている」と猛反発。同団体はウクライナ代表も、「ウクライナ国防省の立場を考慮に入れる必要がある」と報告書を批判。この調査はロシアのフロバガンダの道具になっている」と抗議して辞任する事態に発展した。

同団体は7日、報告書がウクライナ側に「苦しみと怒り」をもたらしたとする声明を公表。「我々の唯一の目的は、市民が保護されることだ」と理解を求めた。「調査で訪れた19の街や村で、ウクライナ軍は民間居住地のすぐ隣にいた。市民がロシア軍の砲撃にさらされる危険があった」とした上で、「我々の報告書は決してロシアによる（人道法）違反行為を正当化するものではない」とした。（パリ＝市田多恵）

朝日新聞 2022年8月9日

30

アムネスティは3日後、再度声明を発表します。新聞記事などでは、猛反発を受け、遺憾の意を発表となっていて、ともすると、先の報告を取り消したかのような印象もありますが、声明を読むと異なります。そこには「調査で確認した事実が揺らぐことはありません」と明確に書き、ただし「苦痛や怒りを引き起こしたことを反省する」というような書き方になっています。

「アムネスティが把握したウクライナ軍のいかなる行為もロシア軍の違法行為を正当化するものではない」ということを強調し、記載を取り消したり否定したりすることはなく、「関係当局には国際人道法を全面的に遵守するように求めます」とあくまで原則は変えない立場も明確にしています。

今回のように、ロシアのウクライナ侵攻自体が誤りであることは明白と考えられる場合、逆側、つまり、ウクライナ側がもし国際法に違反する行為を行った疑惑が出てきたとき、それを公表することについて皆さんはどう思うでしょうか。ロシアがウクライナを侵攻したという大きな枠組みの中でのウクライナの国際法違反は小さいこととして、公表する必要はないと考えますか。それとも、国際法違反は国際法違反として公表するべきと考えますか。どうでしょうか。意見は分かれるような気がします。

10日ほど前に、奈良グループの例会でこの話題になったとき、やはり意見は分かれました。私は、間違いは間違いとして指摘した今回のアムネスティの対応は正しかったと考えています。ウクライナ側の問題を指摘しても、ロシア側の違法行為を正当化することにはなりません。そこはきちんと区別すべきです。間違いを現段階で指摘しておくことは、さらに大きな過ちを犯さないためにも重要です。ウクライナは一時占領されていた場所を一部で奪い返しています。今後、優勢になった地域で誤った行いをしないためにも今回のアムネスティの指摘が重要です。そういう抑止効果も含めて今回の対応は正しかったと思っています。

ロシアのウクライナ侵攻についての世界の対応

3月2日 ロシアのウクライナ侵攻を非難する国連総会決議
193か国中 賛成141、反対5、棄権35、不投票12
(賛成の割合 73.0%)

3月24日 ロシア非難、即時撤退要求の国連総会決議
193か国中 賛成140、反対5、棄権38、不投票10
(賛成の割合 72.5%)

4月7日 国連人権理事会でのロシアの理事国資格停止 国連総会総会
193か国中 賛成93、反対24、棄権58、不投票18
(賛成の割合 48.2%)



ウクライナ侵攻を非難する決議は採択されている。
ただし、棄権や不投票も無視できない。

決議は現在を問うものだが、決議への対応は過去からの経緯を含んだものになっているはず。

31

ロシアのウクライナ侵攻に関しては国連決議がいくつかなされています。

侵攻から1週間ほど後の3月2日国連総会で「ロシアによるウクライナへの侵略」が国連憲章に違反するとしてロシアを非難する決議を採択しています。193か国中、賛成141、反対5、棄権35、不投票12です。賛成が圧倒的に多いとも言えますが、賛成の割合は73%で、棄権、不投票の一定数あります。3月24日にも即時撤退を求める決議がなされています。3月2日の決議とほぼ同等の賛成数でした。

そのあと、先ほど紹介したブチャなどでの住民殺害が明らかになったことを受けて開かれた国連総会で、ロシアの国連人権理事会の理事国資格停止が提起され、4月7日投票があり、193か国中、賛成93、反対24、棄権58、不投票18です。棄権を除いた投票総数の3分の2で成立するため、ロシアの資格停止が決議されましたが、賛成は193か国中、93か国だけ。ウクライナ侵攻そのものの決議ではないとはいえ、賛成が過半数に達していません。

私から見てロシアのウクライナ攻撃は侵略であって世界中の国で批判の声を挙げてほしいのですが、圧倒的な声にはなっていないように見えます。

先に中国のウイグル政策批判が必ずしも世界に広がっていないことを紹介しましたが、ロシアのウクライナ侵攻でも少しその傾向が見られます。ロシアや中国との関係の維持などが背景にはありそうですが、欧米との関係が弱まり信頼感が薄らいでいるのかもしれませんが。これまでの紛争に世界が公平に向かい合ってきたか、どこの人権侵害にも公平に対応してきたかということ振り返ると、これまでの不満や不信感も影響していないのだろうか、と不安になります。

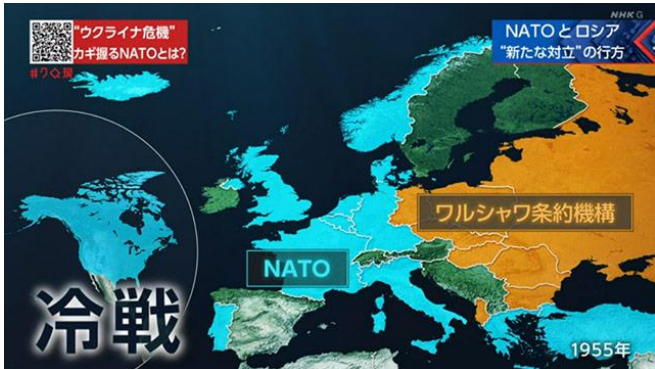
決議は現在の状況に対するものですが、決議に賛成するか反対するかという対応は、過去からの経緯を含んだものになっているのではないかと考えています。見つめ直す点はたくさんありそうです。

31

過去からの経緯の一例

(ロシアが問題視していることを、侵攻とは分けて考えてみる)

- ・ 冷戦終結後のNATOの東方への拡大



ワルシャワ条約機構の領域は1980年代も同じ



NHKクローズアップ現在HP (2022年6月8日)

一方で、2002年 NATO首脳会議にプーチン大統領が出席 (NATO準加盟との報道もあった)

(その後)
ロシア加盟は無し

過去の取り組みが数十年後に影響してくる。
今回の戦争も数十年後に影響する可能性がある。

過去からの経緯として一つ見てみたいと思います。それはNATOの東方拡大についてです。ロシアはウクライナがNATOに加盟しないことを求めています。そして、それ以前にNATOが東方向に範囲を拡大してきたことを問題視しています。もし、ロシアが主張することが正しいとしても、攻撃を受けたのでない限り、ウクライナを攻撃してよい理由にはなりません。そのことを前提にして、事実はどうなのかは知っておく必要があると思います。冷戦終結までは、左の図のように、NATOとワルシャワ条約機構が対立していました。冷戦終結後すぐにワルシャワ条約機構が解散になり、NATOだけが残った形になりました。現在は右図のようにNATO加盟国が増え、ロシアに近づいています。

ただ、NATOが東側に拡大してくる途中段階でも、関係はずっと悪かったわけではなく、20年前にはNATOの首脳会議にプーチン大統領も参加し、ロシアがNATOに準加盟と報じられていた時もありました。そこまで進みながら、結局ロシアが加盟することはありませんでした。そして今日ロシアがウクライナに侵攻したことは、ある意味で西側とロシアの両方の外交的失敗という側面もありそうです。

この経緯について、詳しくお話しする知識は持っていませんが、過去の取り組み、過去からの経緯が20年、30年経過した後に影響してきます。現在のロシアのウクライナ侵攻がどういう形になっていくのかまったくわかりません。どういう形になるにしろ、ここからの形が、何十年後か、皆さんが私の年齢になるころの世界情勢に大きな影響を残すことになると思います。すぐ後のことだけでなく、長期的な視点も持ちながら、現在の情勢に関心を持って見てほしいと思います。

他の論点（とても気になること）

ウクライナからの難民は受け入れられているが。

●スロヴェニアの哲学者ジジェクという言葉

「（ウクライナ侵攻直後に）スロヴェニア政府は**ウクライナ難民の受け入れ準備ができています**と宣言した」

「半年前にアフガニスタンがタリバンの手には落ちた時は**受け入れ準備ができていない**と言った」と政府を批判

「スロヴェニア市民であることを恥ずかしく思う」

ヨーロッパ人だから？

●日本の状況

日本へのウクライナ避難民入国者数 1961人

2021年日本の難民認定者数 74人（申請は2413人）

（9月28日現在 出入国在留管理庁）

アジア人に対しては？

世界人権宣言「みんな仲間だ」は、まだ達成できていない

ウクライナ問題に関して、最後にもう一つ述べます。ウクライナだけが大事なのかという指摘です。このような指摘はいろんな人がいろんな場所で語っています。ウクライナからの避難民は多くの国で受け入れられているように見えます。そのこと自体は良いことだと思いますが、スロヴェニアの哲学者ジジェクは次のように言います。

「（ウクライナ侵攻直後に）スロヴェニア政府はウクライナ難民の受け入れ準備ができていますと宣言した」が、半年前にアフガニスタンがタリバンの手には落ちた時は受け入れ準備ができていないと言った」と政府を批判し、「スロヴェニア市民であることを恥ずかしく思う」とまで言っています。そして、ヨーロッパ人難民を他の難民とを区別し、宗教・文化の差別があることを示唆しています。

日本ではどうかを見ると、ウクライナからの避難民は1961名を受け入れています。一方で、2021年の日本での難民認定者数はわずか74人です。ウクライナからの入国者の呼び名も避難民として区別しています。ジジェクはスロヴェニアがウクライナ難民を受け入れたことをヨーロッパ人だからと見ました。では、日本が受け入れるのはヨーロッパ人だからでしょうか、アジア人だったら受け入れるのでしょうか。

世界人権宣言では、すべての人間の人権を保障することが宣言されています。人種、宗教、国に関わらず、すべての人の人権が保障されるべきです。しかし、まだ本当の意味において世界人権宣言で定められた人権が保障される世界にはなっていません。私たちの意識のどこかに、ここの地域の人仲間だけれど、あそこの地域の人の中ではないという考えがあるのかもしれませんが、「みんな仲間だ」は、まだ達成できていません。

安倍元首相銃撃事件 (7/8)

- ・ 元首相、自民党最大派閥の会長殺害
- ・ 奈良県住民による奈良県での事件
- ・ 統一教会
- ・ 奈良県警

7月8日に安部元首相が銃で撃たれて殺害されるという事件が起きました。皆さんもこのニュースを聞いてとても驚いたと思いますが、僕もとても驚きました。

安部さんは長く務めた首相の座からは降りたとはいえ、自民党最大派閥の会長も務め、政界に大きな影響力を持った人です。そういう人が撃たれて心肺停止というニュースを目にし、何が目的かとか、組織的な犯行なのかとか、いろんなことを考えたことを覚えています。

2つ目に驚いたのは、現場が奈良県で、しかも容疑者が奈良に住んでいるということでした。僕はずっと奈良県で暮らしてきていて、良くも悪くもニュースになることは少ない土地のように思っていたので、自分の知っている場所で銃撃事件が起こり、銃を持った容疑者も住んでいたということは驚きでした。

3つめは少し遅れて入った情報だったように記憶していますが、統一教会という名前がでてきたことです。僕が大学に通っていたころというのはもう40年くらい前のことになりますが、当時、統一教会という名前はよく聞きました。実は私は勧誘されて入会近くまでいったことがあります。あまり友達もいなさそうな一人で歩いている学生に声をかけていたのでしょう。声をかけられ、何度か、大学のそばの建物に連れていかれて話をしたりビデオを観たりしました。入るかどうかわずいぶん迷った記憶があります。迷った末、それまで話をしたこともなかった予備校の先生に相談に行っただけです。一年予備校に通っていたのですが講師室に一度も行ったことがなかったんです。けれど10分の休憩時間に講師室に行って質問に来ている予備校生の後ろに並んで順番を待ってわずか1分ほどだったと思うのですが、相談しました。当時はこんなことで訪ねてくる大学生はひょっとしたら珍しくなかったのかもしれませんが。先生は端的に返事をくれました。入るなと止めたわけではなく、組織に入るときは組織が何を目的にしているかを把握しろ、というようなアドバイスだったように記憶しています。結局、それを機に、統一教会とは離れました。今日は統一教会の話をするために来たわけではありませんので、これ以上はしませんが、一つだけ皆さんに困ったときのアドバイスがあります。困ったときに周りに相談しろと言われるように思います。でも身近な人にはなかなか相談できない場合もあります。そういうときはこっちは知っているけど向こうは知らない、そういう距離のある人に相談してみるのも良いと思います。全く相手にしてくれない場合もあるでしょうが、案外相手にしてくれるものだと私は思っています。私の場合、相談した時点で自分がどうしたいかはもう決めていたような気がします。困ったときの参考にしてもらえたらと思います。

安倍元首相銃撃事件 (7/8)

宇野重規さん（東大教授）のインタビュー記事

- ・ **暴力以外で解決できるという認識がなかったとしたら**、民主主義の敗北
- ・ 社会的な背景のある問題をあたかも個人の問題のように見えている

「多くの方は自分が悪いと思って飲み込んでしまう。でも、本当に自分が悪いんだらうかという思いが積もると、どこかで暴発する。そんな事件が近年続いているように見えます。」

世界人権宣言 前文（一部）

「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として**反逆に訴えることがないように**するためには、**法の支配によって人権を保護することが肝要であるので**」



社会への抗議の手段として暴力しかないということがないように、法によって人権を保護する必要があった。

35

この事件の容疑者は統一教会に対して母親の献金などで家庭を壊されたという「恨み」を持ち、友好団体の集会にメッセージを寄せた安倍元首相を銃撃するという犯行に及んだと報じられています。人の命を奪うことは最大の人権侵害です。理由がどうあれ、人に暴力をふるう、人を殺害するという事は誤りであり、認めることはできません。あるとき突然命を奪われる、身近な人を失う。遺族の方の悲しみもいかにばかりかと思えます。

今、統一教会と政治家との関係について注目されていますが、こういう事件が起きないようにするにはという議論が減っているような気がします。

東京大学教授の宇野重規（しげき）さんは事件直後のインタビュー記事で、「暴力以外で解決できるという認識がなかったのでは」という質問に対して、「そうした認識がなかったとしたら、これは民主主義の敗北だと思う」と答えています。

私は、世界人権宣言の前文を今回読み直して、重要な箇所があることに初めて気づきました。なぜ、世界人権宣言を交付するのか、という理由を7つ書いているその中の1つです。そこには、このように書かれています。

「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので」

社会への抗議をする手段として暴力しかないようなことがないように、法によって人権を保護する必要があった。しかし、保護できずに、今回のように暴力に訴えざるを得ない人がでてきているとしたら、社会にも大きな問題があり、先ほどの宇野重規さんが言っていたように、民主主義の敗北になるのかもしれない。

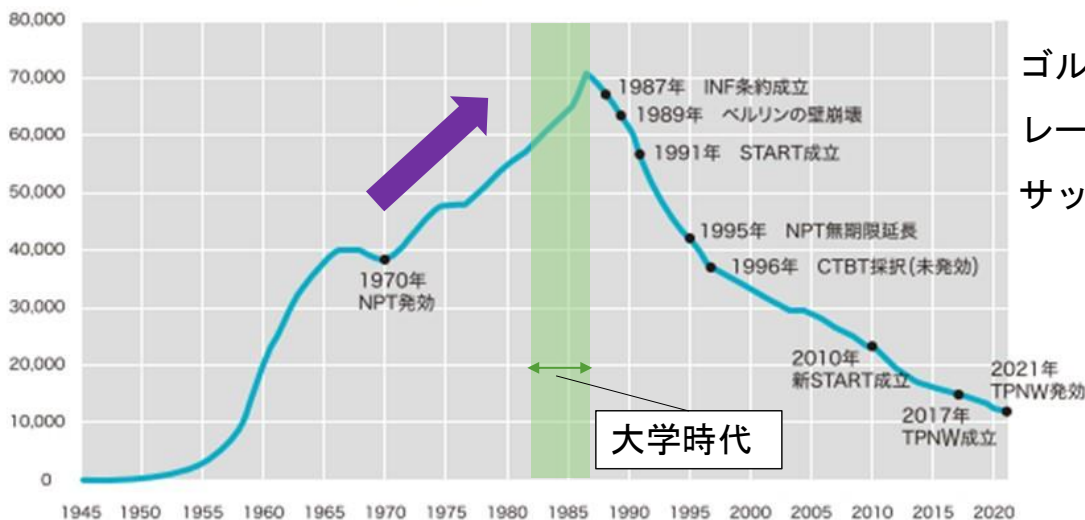
個人レベルでも、国家レベル、社会レベルでも不当な扱いを理由として暴力に訴えるような事態がおこらないためにも、人間一人ひとりの人権が保障される社会、世界にしていくことが望まれます。

結び

私が大学生だった頃（1982～1986）

- ・東西冷戦、核軍拡の時代
- その後に核軍縮の時代が来るとは全く予想されていなかった

世界の核兵器保有数推移(1945～2021年)



出典: 1945～2006年はBulletin of the Atomic Scientists,
2007～2021年はストックホルム国際平和研究所(SIPRI)年鑑より作成

ひろしまレポート2022年版より

最後に私が皆さんと同じ大学生だった頃の話をもう一つします。私が大学生だったのは1982年から1986年です。当時は東西冷戦の真っ只中でした。アメリカと西ヨーロッパの陣営とソ連と東ヨーロッパの陣営が対立していた時代です。その激しさは、世界の核兵器の数のグラフを見るとわかります。ずーと右上がり増加し続けています。このころ、直後に核軍縮の時代がやってくると予想した人はほぼいなかったはずです。

きっかけは1985年ゴルバチョフがソ連のトップである書記長になったことです。ただ、これだけ核兵器の数が増え続ける時代に交渉をまとめるにはとても強い信頼関係が必要だったのではないのでしょうか。西側で最初にゴルバチョフを信頼できると判断したのは当時のイギリス首相サッチャーで、サッチャーの進言でレーガンもゴルバチョフを信頼するようになったと言われています。すでにイギリスは女性のサッチャーが首相でした。余談ですが、イギリスのトラス首相もやはり女性です。

いろんな人が関わって、核軍縮が現実に行われ、そのあと、冷戦終結となりました。激しい対立のあとに、大転換が成し遂げられたことはあるのです。

結び

皆さんが大学生の現在

- ・ロシアによるウクライナ侵攻
- ・米中対立、台湾危機 等々

→ 今後はどうなっていくのか？

世界人権宣言でうたわれている人権は守られる世界になっていくのか？

厳しい状況でも、大きな転換が成し遂げられることがあるという**希望**

現在の姿は、過去からの行いが影響している

⇒ 将来の姿は、現在の行いが影響する

⇒ **将来から見てどうか、という見方を！**

「過去が現在に影響を与えるように、未来も現在に影響を与える」

37

では、皆さんが大学生である今はどうでしょう。ロシアのウクライナ侵攻があり、米中対立、台湾危機など、不安定な状態になってきているような感じがしているのではないのでしょうか？ 今後はどうなっていくのか、世界人権宣言でうたわれている人権はどうなっていくのか？ 誰にもわかりません。でも、あきらめではなく、厳しい状況でも大きな転換が成し遂げられることもあるという希望を持って、物事を見ていってほしいと思います。

また、ウクライナのところで話したように、現在の世界情勢には過去からの行いが影響しています。将来の姿には現在の行いが影響します。現在の行いは皆さんが私の年齢になったころに大きな影響を与えているかもしれません。そのような意識も持って、将来のためにも、将来から見てどうかという見方もしながら現在の出来事について考えていってほしいと願っています。

最近今日お話ししたようなことを考えていて、「過去が現在に影響を与えるように、未来も現在に影響を与える」という哲学者ニーチェの言葉にたまたま出会いました。気に入ったので、サブタイトルにさせてもらいました。

参考書籍

- ・国際人権入門(申恵丰:岩波新書2020)

序章で簡潔に整理した国際人権基準に照らして、日本の人権問題を扱っている

- ・人権と国家(筒井清輝:岩波新書2022)

国際人権について歴史的な歩みをたどりながら丁寧に説明。日本の課題も。

- ・ウクライナ戦争と世界のゆくえ(池内恵、他:東京大学出版会2022)

中東、中央アジア、中国など、世界がウクライナ侵攻をどう見ているか。多様な視点が参考になる

- ・ウクライナ侵略戦争(世界臨時増刊:岩波書店2022)

頭のどこかに残しておきたい言葉がいろいろあります。

- ・中学生から知りたいウクライナのこと(小山哲、藤原辰史:ミシマ社2022)

ウクライナの歴史をととも参考にさせていただきました。

参考書籍

- ・新疆ウイグル自治区(熊倉潤:中公新書2022)

習近平総書記時代の記述を参考にしました。

- ・国際人道法(小池正行:朝日選書2002)

少し古いですが、よくまとまっています。

- ・ロシアとシリア(青山弘之:岩波書店2022)

欧米にかなり厳しい視点で書かれています。

- ・死刑について(平野啓一郎:岩波書店2022)

共感に基づく人権教育を批判している箇所が印象に残っています。

- ・戦争はいかに終結したか(千々和泰明:中公新書2021)

どういう形で終わるべきなのか、という視点から考えてみようという方に。

補足資料

ブータンはいつから「幸せな国」になったのでしょうか

2020年11月14日講演会

リングホーファー・マンフレッドさん（奈良グループ会員、大阪産業大学名誉教授）

1985年以降 「一国一民族への同化政策」

ネパール系ブータン人が国外に追放され、難民となった。

ブータン政府は国際的非難を浴び、その対策として「幸せの国」をアピールした。

世界はもっと豊かだし、人はもっと優しい

2019年10月28日講演会 宗教者ネットワークと共催

森達也さん（映画監督、作家）

…テーマ「死刑廃止」

【補足】

2018年7月 オウム真理教の事件での死刑囚13人全員の死刑執行

1989年 坂本弁護士一家殺害事件

1994年 松本サリン事件

1995年 地下鉄サリン事件 など



ウィグル強制収容所から奇跡の生還 (DVD上映会)

2019年8月3日実施

- ・オルムベク・アリさん（カザフスタン国籍の旅行会社の副社長）
- ・警察官によって身柄を拘束され、「職業訓練センター」に収容
- ・カザフスタン外交官の働きかけで8か月後に釈放。
- ・強制収容所での様子を証言した映像



「戦争のルール」について考える～非戦闘員はなぜ守られねばならないか

2018年8月25日講演会

柳澤有吾さん（奈良女子大学教授）

- ・「正戦論」の議論の紹介と問題点
- ・非戦闘員保護、戦闘員・非戦闘員の区別の議論

（議論の抜粋）

「守るべきもの」があるから戦う

「守るべきもの」とは、人間として生きること、幸福な暮らし

「守るべきもの」を守り抜く ⇒ 非戦闘員保護の原則